

鳥労基発 1216 第 3 号  
令和 6 年 1 2 月 1 6 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



オンラインマーケットプレイスにおける石綿含有製品の出品禁止  
の徹底について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、石綿（アスベスト）（以下「石綿」といいます。）は、平成 18（2006）年 9 月 1 日から、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 55 条及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 16 条等の規定に基づき、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する全ての製品は、試験研究の用に供するものを除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されています。

しかしながら、今般、オンラインマーケットプレイスで石綿含有製品の販売が確認され、厚生労働省より報道発表が行われたところです（対象製品は別添の一覧参照）。

今般、当該内容について、別添のとおり令和 6 年 12 月 11 日付け基安化発 1211 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通知がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

